



発行 新潟県

第 59 号

令和8年7月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 637 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 638 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
- 639 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止（障害福祉課）
- 640 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 641 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 642 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 643 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 644 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 645 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 646 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 647 べにずわいがにに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産課）
- 648 道路の区域変更（道路管理課）
- 649 道路の区域変更（道路管理課）
- 650 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 651 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 652 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 653 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 654 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 655 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 656 港湾施設の指定（港湾整備課）

公 告

- 指定管理者の募集（文化課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

選挙管理委員会規程

- 9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に

よる指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労選択支援	みのわの里ワークセンターみつけ中央	見附市葛巻1丁目1840番地1	社会福祉法人中越福祉会	令和8年7月1日
同行援護	ヘルパーステーション柿崎	上越市柿崎区柿崎558番地1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和8年7月1日
居宅介護	ホームヘルプ春日和魚沼	魚沼市諏訪町1丁目12番	株式会社ワールドステイ	令和8年7月1日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	特別養護老人ホームはすがた園	北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2249番地	社会福祉法人聖籠福祉会	令和8年6月30日

◎新潟県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

地域相談支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	相談支援事業所 deed	胎内市中村浜字築地原699-128	社会福祉法人新潟慈生会	令和7年3月31日
地域定着支援				

◎新潟県告示第640号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
燕市佐渡山字川上212	田	621
燕市佐渡山字川中822	田	2,616
燕市佐渡山字川中1186	田	2,399
燕市佐渡山11286-2	田	4,944

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・所有者は死亡し、配偶者及び子はいない。両親は死亡し、姉は相続放棄している。
- ・当該農地について、今年度は借入予定者が荒廃しないよう管理している。
- ・借入予定者が、自ら耕作を行っている隣接農地とあわせて水田として一体的に利用を行う計画であるため県の裁定を希望している。

- ・ 相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和9年1月	5年	368,265円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年8月14日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第641号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	8者	鑄物師大坪2672番ほか31筆 7.5ha
関川村	12者	若山254番1ほか97筆 7.1ha
新発田市	53者	上中山見城道下甲2350番1ほか217筆 36.4ha
阿賀野市	29者	前山町道889番ほか195筆 15.3ha
胎内市	17者	柴橋ナヲネ1949番ほか54筆 8.9ha
聖籠町	1者	二本松楮畑1382番1 0.1ha
新潟市	57者	北区松栄町2081番2ほか358筆 39.4ha
五泉市	6者	中川新早出端3589番ほか54筆 4.4ha
阿賀町	2者	岡沢樋田896番ほか8筆 0.5ha
三条市	20者	籠場116番1ほか69筆 7.0ha
燕市	13者	牧ヶ花早稲田337番ほか35筆 4.8ha
加茂市	4者	下高柳下川原1083番ほか10筆 1.2ha
田上町	2者	田上普代へい986番ほか23筆 1.2ha
長岡市	171者	百束町（土地改良）3411番3ほか1,024筆 94.8ha
見附市	2者	北野町向畑512番ほか20筆 1.4ha

小千谷市	12者	鴻巣町稲場923番2ほか39筆 3.8ha
出雲崎町	2者	市野坪通り作133番5ほか12筆 0.6ha
魚沼市	67者	山田1598番ほか161筆 22.6ha
南魚沼市	10者	山谷前原158番1ほか21筆 2.0ha
十日町市	5者	東下組山中3069番ほか22筆 2.4ha
津南町	8者	上郷上田甲2858番ほか24筆 11.2ha
上越市	47者	板倉区大野新田大野163番1ほか139筆 18.5ha
妙高市	8者	柳井田町2丁目1456番ほか24筆 1.6ha
糸魚川市	25者	小見梨ノ木島111番ほか67筆 6.9ha
佐渡市	181者	沢根2995番ほか804筆 87.4ha
合計	762者	3,533筆 386.9ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	6者	小栗山往来端40番1ほか8筆 0.4ha
新潟市	10者	秋葉区小向苗代310番1ほか47筆 3.6ha
三条市	8者	箆場204番1ほか96筆 1.7ha
田上町	2者	保明新田輪之内1563番1ほか5筆 0.3ha
長岡市	1者	宮沢川田252番3ほか1筆 0.01ha
小千谷市	4者	横渡砂田1027番1ほか7筆 0.2ha
魚沼市	17者	山田才ノ神355番1ほか24筆 2.3ha
南魚沼市	3者	山谷山入547番ほか6筆 0.4ha
上越市	13者	清里区荒牧五反田1095番ほか29筆 1.5ha
糸魚川市	2者	須沢辻田3026番ほか5筆 0.4ha
合計	66者	238筆 10.7ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	6者	鑄物師大坪2672番ほか31筆 7.5ha
関川村	5者	小和田50番1ほか97筆 7.1ha
新発田市	31者	上中山見城道下甲2350番1ほか217筆 36.4ha
阿賀野市	28者	前山町道889番ほか223筆 16.7ha
胎内市	13者	柴橋ヲソネ1949番ほか54筆 8.9ha
聖籠町	1者	二本松楮畑1382番1 0.1ha
新潟市	48者	北区島見町4831番2ほか358筆 39.4ha
五泉市	5者	中川新早出端3589番ほか54筆 4.4ha
阿賀町	1者	岡沢樋田896番ほか8筆 0.5ha
三条市	9者	箆場116番1ほか69筆 7.0ha
燕市	10者	佐渡浦田254番ほか35筆 4.8ha
加茂市	2者	下高柳下川原1083番ほか10筆 1.2ha
田上町	1者	田上普代へ1986番ほか23筆 1.2ha
長岡市	38者	百束町（土地改良）3411番3ほか1,028筆 96.0ha
見附市	2者	北野町向畑512番ほか20筆 1.4ha
小千谷市	11者	鴻巣町稲場923番2ほか39筆 3.8ha
出雲崎町	2者	市野坪通り作133番5ほか12筆 0.6ha
魚沼市	19者	山田1598番ほか184筆 24.1ha
南魚沼市	6者	山谷前原158番1ほか21筆 2.0ha
十日町市	3者	東下組山中3069番ほか22筆 2.4ha
津南町	7者	芦ヶ崎甲3842番ほか24筆 11.2ha

上越市	30者	板倉区大野新田大野163番1ほか210筆 22.2ha
妙高市	5者	柳井田町2丁目1456番ほか24筆 1.6ha
糸魚川市	17者	梶屋敷1364番ほか67筆 6.9ha
佐渡市	49者	沢根2995番ほか805筆 87.5ha
合計	349者	3,660筆 394.9ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	6者	小栗山往来端40番1ほか8筆 0.4ha
新潟市	6者	秋葉区小向苗代310番1ほか47筆 3.6ha
三条市	4者	箆場204番1ほか96筆 1.7ha
田上町	1者	保明新田輪之内1563番1ほか5筆 0.3ha
長岡市	1者	宮沢川田252番3ほか1筆 0.01ha
小千谷市	4者	横渡砂田1027番1ほか7筆 0.2ha
魚沼市	9者	山田オノ神355番1ほか24筆 2.3ha
南魚沼市	2者	山谷山入547番ほか6筆 0.4ha
上越市	4者	清里区荒牧五反田1095番ほか29筆 1.5ha
糸魚川市	1者	須沢畔田3026番ほか5筆 0.4ha
合計	38者	238筆 10.7ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	中新保大新田1102番ほか21筆 3.1ha
新発田市	8者	下山田1436番ほか203筆 19.1ha
阿賀野市	13者	前山町道899番ほか201筆 19.3ha
胎内市	2者	羽黒仁谷野2109番1ほか1筆 0.1ha
新潟市	10者	北区新崎2837番ほか124筆 18.6ha
五泉市	2者	本田屋若宮1837番ほか7筆 0.8ha
三条市	2者	森町上平1099番ほか10筆 0.4ha
燕市	1者	小牧島田1025番ほか9筆 0.9ha
田上町	1者	田上102番ほか438筆 40.5ha
長岡市	8者	乙吉町火之詰204番ほか119筆 12.6ha
小千谷市	1者	三仏生塚ノ外2686番3ほか2筆 0.3ha
魚沼市	3者	栗山1326番2ほか10筆 1.4ha
南魚沼市	2者	雲洞宮田832番ほか16筆 1.2ha
津南町	5者	上郷上田甲2582番1ほか19筆 1.1ha
糸魚川市	3者	五十原1534番ほか10筆 1.2ha
合計	62者	1,205筆 120.6ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	金淵古屋敷甲1397番1 0.1ha
新潟市	1者	南区上木山前6番2ほか14筆 1.5ha
田上町	1者	田上山田ヘイ1251番2ほか51筆 1.6ha
小千谷市	1者	千谷堰詰甲250番1ほか2筆 0.1ha
魚沼市	1者	原居平978番1 0.1ha
合計	5者	72筆 3.4ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を	所有権の移転を行う土地
-----	---------	-------------

	行う者	
村上市	7 者	笹平山田556番 1 ほか18筆 2.5ha
新発田市	6 者	麓中道188番ほか48筆 5.1ha
阿賀野市	1 者	小河原古阿賀33番22ほか24筆 2.6ha
新潟市	8 者	江南区横越上郷1493番 1 ほか15筆 1.5ha
三条市	1 者	代官島大島境2383番ほか13筆 1.4ha
加茂市	2 者	加茂新田挾土居5257番ほか7筆 0.6ha
長岡市	3 者	脇川新田町前島942番25ほか2筆 1.4ha
魚沼市	2 者	根小屋狐塚2212番 1 ほか7筆 0.6ha
津南町	1 者	赤沢11514番 1 ほか2筆 1.1ha
柏崎市	3 者	平井中沢2241番 1 ほか26筆 1.8ha
上越市	5 者	三和区鴨井1170番 1 ほか17筆 3.3ha
佐渡市	2 者	大久保沖873番ほか5筆 0.8ha
合計	41者	196筆 22.7ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
村上市	7 者	笹平山田556番 1 ほか18筆 2.5ha
新発田市	6 者	麓中道188番ほか48筆 5.1ha
阿賀野市	1 者	小河原古阿賀33番22ほか24筆 2.6ha
新潟市	7 者	江南区横越上郷1493番 1 ほか15筆 1.5ha
三条市	2 者	代官島大島境2383番ほか13筆 1.4ha
加茂市	1 者	加茂新田挾土居5225番 1 ほか7筆 0.6ha
長岡市	3 者	脇川新田町前島942番25ほか2筆 1.4ha
魚沼市	2 者	根小屋狐塚2212番 1 ほか7筆 0.6ha
津南町	1 者	赤沢11514番 1 ほか2筆 1.1ha
柏崎市	2 者	平井中沢2241番 1 ほか26筆 1.8ha
上越市	4 者	三和区鴨井1170番 1 ほか17筆 3.3ha
佐渡市	2 者	大久保沖873番ほか5筆 0.8ha
合計	38者	196筆 22.7ha

2 認可年月日

令和8年7月31日

◎新潟県告示第642号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
胎内市羽黒字白鳥957番	田	1,484

2 利用権の内容

水稲栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年11月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

22,140円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第643号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市北区太田1254番1	田	340

- 2 利用権の内容

水稻栽培

- 3 利用権の始期及び存続期間

令和8年11月

5年

- 4 貸借に相当する補償金の額

12,920円

- 5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第644号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市柿町字沖田5301番	田	1,021

- 2 利用権の内容

水稻栽培

- 3 利用権の始期及び存続期間

令和8年11月

5年

- 4 貸借に相当する補償金の額

40,620円

- 5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第645号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市中条北131番	田	3,843
長岡市中条北218番	田	5,492
長岡市中条北294番	田	10,477

- 2 利用権の内容

水稻栽培

- 3 利用権の始期及び存続期間
令和8年11月
5年
- 4 貸借に相当する補償金の額
689,610円
- 5 補償金の支払い方法
利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第646号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市与板町南中字上新田33番	田	1,690
長岡市与板町南中字上新田34番	田	3,143
長岡市与板町南中字上新田35番	田	3,067
長岡市与板町南中字上新田36番	田	3,014
長岡市与板町南中字上新田52番	田	3,093
長岡市与板町南中字上新田53番	田	3,207
長岡市与板町南中字上新田297番1	田	710
長岡市与板町南中字前新田319番	田	3,133
長岡市与板町南中字前新田326番	田	3,223

- 2 利用権の内容
水稻栽培
- 3 利用権の始期及び存続期間
令和8年11月
5年
- 4 貸借に相当する補償金の額
603,675円
- 5 補償金の支払い方法
利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第647号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づきべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度（令和8年9月1日から令和9年8月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県べにずわいがに漁業	試行水準

◎新潟県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市棚鱗字居平1044番から	新	12.7～23.4メートル	460.3メートル
同市棚鱗字居平833番まで	旧	7.4～16.4メートル	458.0メートル

◎新潟県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出戸村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
加茂市大字上大谷字中道805番から	新	7.0～14.0メートル	483.7メートル
同市大字上大谷字鳥越717番まで	旧	5.8～10.6メートル	483.7メートル

◎新潟県告示第650号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年7月3日新潟県告示第957号）を次のとおり解除する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小沢(4)地区	妙高市大字上小沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第651号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年3月15日新潟県告示第328号）を次のとおり解除する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

ボウノリ川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流
---------	----------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第652号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年7月3日新潟県告示第958号）の指定を解除する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小沢(4)地区	妙高市大字上小沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第653号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月15日新潟県告示第329号）の指定を解除する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ボウノリ川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第654号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小沢(4)地区	妙高市大字上小沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ぼうのり川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小沢(4)地区	妙高市大字上小沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第656号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和8年7月31日

新潟港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
保管施設	西埠頭6号野積場	新潟市北区横土居地内	面積 A=74,870.00㎡ 構造 アスファルト舗装

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立自然科学館

イ 対象業務

(7) 条例第2条各号に掲げる自然科学館の事業の実施に関する業務

(4) 自然科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(9) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。共同体で申請する場合は、共同体の代表法人等を定めること。

共同体で応募した場合、県と指定管理者の協定の締結に当たっては、共同体の構成員全てを協定当事者とする。選定後の協議は、代表法人等を中心に行うが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うこと。

なお、申請者（共同体の構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係
電話番号 025-280-5138（直通）
- (2) 募集要項の交付方法
新潟県文化課ホームページから入手する。
- (3) 申請書類の受付期間
令和8年8月3日（月）午前9時から令和8年9月4日（金）午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月5日（金）

(4) 納入場所

新潟県消防学校

新潟市西区曾和100番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和8年9月3日（木） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和8年9月4日（金） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年8月10日（月）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和 8 年 8 月 26 日 (水) 午後 5 時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記 3 (1) の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第 54 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者 (新潟県) へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続 (平成 11 年新潟県告示第 1221 号) により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Live-Fire Simulation Equipment (Hot Training) - 1 unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. (Wed.) August 26, 2026

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. (Fri.) September 4, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について (公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年新潟県規則第 87 号) 第 15 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

3 調達方法

役務の提供

- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年6月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社トークネット
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
- 7 落札価格
46,332,000円
- 8 入札公告日
令和8年4月7日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
携帯電話による移動通信サービスの提供契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年5月12日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077
KDDI株式会社ソリューション新潟支店
- 7 落札価格
35,565,552円
- 8 入札公告日
令和8年3月24日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県運転免許センター等電力供給（運転免許センターほか28庁舎） 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 調達方法
-

- 購入
- 4 契約方式
一般競争入札
 - 5 落札決定日
令和8年7月7日
 - 6 落札者の氏名及び住所
サミットエナジー株式会社
東京都千代田区内神田二丁目3番4号
 - 7 落札価格
143,384,116円
 - 8 入札公告日
令和8年5月15日
 - 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第4 （第43条関係）				別表第4 （第43条関係）			
1 （略）				1 （略）			
2 （略）				2 （略）			
3 新潟県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見放送の回数				3 新潟県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見放送の回数			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
<u>株式会社新潟放送</u>	1	株式会社新潟放送	1	<u>株式会社NST新潟総合テレビ</u>	1	株式会社新潟放送	1
株式会社テレビ新潟放送網	1			株式会社テレビ新潟放送網	1		
株式会社新潟テレビ二十一	1			株式会社新潟テレビ二十一	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) 済生会新潟県央基 幹病院 <u>済生会三条病院介 護医療院なでしこ</u>	(略) 三条市上須頃 5001番地1 <u>三条市大野畑6 番18号</u>	三条市	(略) 済生会新潟県央 基幹病院	(略) 三条市上須頃 5001番地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。